賃 貸 借 仕 様 書

１　品　　目　　風向風速自動測定記録計（検定付き）
（風向風速発信器、記録計等一式）

２　設置場所　　土崎測定局
（土崎港西五丁目３番１号　秋田市北部市民サービスセンター）
広面測定局
（広面字樋ノ上２８－１　広面樋ノ上児童遊園地内）

３　賃貸借期間　平成２７年１１月１日から平成３２年１０月３１日まで（６０か月）

４　設置期限　　平成２７年１０月３０日

５　機器仕様　　別紙「機器仕様書」のとおり

６　設置仕様　　別紙「設置仕様書」によるほか、測定可能状態までの調整を行うこと。

７　提出書類等
(1) 納入仕様書
(2) 取扱説明書２部
(3) 交換部品一覧（部品番号付き）
(4) 設置時の試験成績書
(5) 機器設置整備前後の状況を示す写真
(6) 検定証書の写し

８　納入条件
(1) 設置に係る費用は、納入者の負担とする。
(2) 納入者は、秋田市内に事業所を有していること。
(3) 納入者は、秋田市内に機器等の保守管理のできる技術者を有していること。
(4) 納入者は、機器の使用方法および点検方法を熟知し、消耗品等の定期交換部品の交換ができること。
(5) 納入者は、不具合が発生した場合は迅速に対応すること。
(6) 賃貸借に当たっては、秋田市財務規則に定める事項を遵守すること。
(7) 賃貸借料の請求は、該当月分の賃貸借が完了した後に請求すること。
(8) 賃貸借期間中は、納入者の費用により動産総合保険に加入すること。
(9) 賃貸借期間満了後は、無償で秋田市に所有権移転を行うこと。

機　器　仕　様　書

1　機器名　　風向風速自動測定記録計（検定付き）

2　発信器仕様

(1) 形　　式　風車型（４枚羽根）

(2) 方　　式　風向検出部　　尾翼／ロータリー光エンコーダ方式
　　風速検出部　　プロペラ／磁気パルス、ブラシレス方式

(3) 起動風速　風速　　0.4m/s以下

(4) 耐 風 速　最大瞬間風速　90m/s以上

(5) 測定範囲　風向　　全方位　0～360°
　　風速　　0.4～90m/s

(6) 測定精度　風向　　±3° 以内
　　風速　　風速10m/s以下は±0.3m/s以内
　　風速10m/s以上はその値の±0.3%以内

(7) 周囲温度　屋外　　－20℃～＋40℃以上
　　屋内　　０℃～40℃

(8) そ の 他　「環境大気常時監視マニュアル　第６版」（平成22年３月　環境省水・大気環境局）３．10．２風向、風速計に示す仕様を満たしていること。

3　記録部（４要素記録器）仕様

(1) 形　　式　６色ワイヤドット方式

(2) 記録範囲　風向　　全方位540度/360度　シフト方式　16方位目盛
　　瞬間、平均風速　0～30m/s、0～90m/s　手動又は自動ﾚﾝｼﾞ切換式

(3) 出力信号　平均風向　　0～540度　0～1VDC　ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ500Ω以下
　　瞬間、平均風速　0～60m/s、0～60m/s　0～1VDC　ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ500Ω以下

(4) 記 録 紙　帯状折たたみ式
　　記 録 計　ドットプリント式で、瞬時値、平均値が記録できること。

(5) 電　　源　AC100V　±10%　50Hz
　　電源変動　100V±10%以内

(6) 出　　力　本市テレメータ子局装置（グリーンブルー㈱ REC-1_{21}）に接続してデータ送受信ができること。
　　電断、調整等の外部出力ができること。

4　その他の事項

(1) 既存ポールへの取り付けにフランジが必要な場合は、納入者が用意すること。

(2) 気象業務法第28条に定める検査に合格し、第29条に定める検定証印および検定証書を有すること。

設　置　仕　様　書

1　機器の設置に関しては、以下の定める事項のとおりとする。ただし、該当しない項目はこの限りでない。

2　調整確認事項

機器の設置に当たっては、以下の調整、確認を行うこと。

(1) 発信器関係

ア　発信器の北(N)が正しく真南北線の北(N)と一致していること。

イ　ケーブル、配線の接続状況を確認すること。

ウ　発信器が固定されていること。

エ　発信器の回転軸がフランジに対して垂直であること。

(2) 記録器関係

ア　シールドケーブルの接続状況

イ　機械的ゼロ点

ウ　記録紙送り速度

エ　測定値記録状態

オ　自動レンジ切換動作

カ　測定モード、記録モード

(3) 総合性能、動作確認

ア　伝送出力の特性試験

イ　外部入力信号の動作確認

ウ　テレメータ出力信号の動作確認

（測定値信号、計器調整信号、指示値異常信号、測定レンジ信号）

3　調整確認事項の制限

調整確認事項については、設置期限日の午前中までに終了すること。